

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 54    | 介護保険に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和3年12月17日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



| システム2       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 宛名管理システム   |
| ②システムの機能    | <p>(1)宛名情報管理機能<br/>・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。<br/>・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号にひも付けて管理する。</p> <p>(2)住民登録外者登録機能<br/>・住民登録登録外者の氏名・住所などの4情報等を登録・管理を行う。</p> <p>(3)送付先情報登録機能<br/>・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。</p> <p>(4)口座情報管理機能<br/>・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>                              |
| システム3       |  |
| ①システムの名称    | 中間サーバー   |
| ②システムの機能    | <p>(1)各種設定機能<br/>・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等</p> <p>(2)符号取得機能<br/>・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。</p> <p>(3)情報提供用のデータ登録機能<br/>・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。</p> <p>(4)情報照会機能<br/>・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。</p> <p>(5)情報提供機能<br/>・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 団体内統合宛名システム  |
| ②システムの機能    | <p>(1)団体内統合宛名管理<br/>・団体内統合宛名番号管理機能<br/>団体内統合宛名番号の付番を行う。<br/>団体内統合宛名番号と各システムで使用している宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>・宛名情報管理機能<br/>氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p> <p>・中間サーバ連携機能<br/>中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p> |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 介護保険情報ファイル                        |   |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一 68の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> </ul>   |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div> |
| ②法令上の根拠                           | <p>番号法第19条第8号及び別表第二<br/>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、109、117の項<br/>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>93、94の項</p>   |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 福祉部 介護保険課   |
| ②所属長の役職名                          | 介護保険課長  |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |   |
|                                   |   |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 介護保険情報ファイル     |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 介護保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に介護保険第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者の資格を有しているものならびにその世帯員。  |
| その必要性          | 介護保険の適正な資格・賦課を行う必要があり、番号法第19条第8号により、情報提供ネットワークシステムを用いて、同法別表第二に掲げる事務に介護保険情報を提供するため   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 介護保険情報の個人を正確に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二により情報提供ネットワークシステムを用いて介護保険情報を提供するため。</li> <li>・その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。</li> <li>・4情報: 介護保険情報の個人を正確に特定し、保険証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。</li> <li>・その他住民票関係情報: 介護保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握するため。</li> <li>・地方税関係情報: 保険料賦課や給付事務を的確に行うため。</li> <li>・医療保険関係情報: 第二号被保険者の資格管理・給付事務を的確に行うため。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 保険料賦課や給付事務を的確に行うため。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報: 介護保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。</li> <li>・年金関係情報: 保険料賦課徴収を的確に行うため。</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月1日  |
| ⑥事務担当部署        | 福祉部 介護保険課   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用      |  |  |
|----------------------|--|--|
| ①入手元 ※               | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口センター・保険年金課・生活援護課・市民税課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他地方公共団体 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )            |  |
| ②入手方法                | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ③使用目的 ※              | 個人の情報を的確に把握し、適正な介護保険の資格・賦課徴収・認定・給付業務を行うため  |  |
| ④使用の主体               | 使用部署   | 福祉部 介護保険課  |
|                      | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ⑤使用方法                |  | ・介護保険の資格取得・喪失に関する情報の管理<br>被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格取得および、死亡・転出等による資格喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。<br>・介護保険料の賦課・徴収に関する情報の管理<br>被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。<br>・介護保険の要介護認定または要支援認定に関する情報の管理<br>被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。<br>・介護保険の給付に関する情報の管理<br>介護サービス等の受給に関する届出の受理など保険給付に関する情報の管理を行う。 |
|                      | 情報の突合  | 介護保険情報ファイルを更新する際に、入手した特定個人情報と介護保険情報ファイルを、個人番号を基に突合することで個人特定の正確性を担保する。  |
| ⑥使用開始日               | 平成27年10月1日   |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
| 委託の有無 ※              | <input type="checkbox"/> 委託する ]           <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 3) 件  |  |
| 委託事項1                | システムエンジニア派遣業務  |  |
| ①委託内容                | 介護保険システムの運用・保守等  |  |
| ②委託先における取扱者数         | <input type="checkbox"/> 10人未満 ]           <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |  |
| ③委託先名                | 株式会社 ワイーシーソリューションズ   |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | <input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |



|                                     |           |  |   |
|-------------------------------------|-----------|--|---|
| <b>委託事項2</b>                        |           | 介護給付費審査支払委託  |   |
| ①委託内容                               |           | 事業者に支払うべき介護給付費について、請求明細書の審査及び給付費支払の事務を委託するもの。  |   |
| ②委託先における取扱者数                        |           | [ 10人以上50人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名                               |           | 神奈川県国民健康保険団体連合会  |   |
| 再委託                                 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                                     | ⑤再委託の許諾方法 |  |   |
|                                     | ⑥再委託事項    |  |   |
| <b>委託事項3</b>                        |           | 協働事業における介護保険業務の包括的業務委託   |   |
| ①委託内容                               |           | ・介護認定申請の受付・システム入力に関すること。<br>・認定調査票・主治医意見書の作成依頼に関すること。<br>・認定結果通知の送付に関すること。<br>・情報開示・証明等に関すること。   |   |
| ②委託先における取扱者数                        |           | [ 10人以上50人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名                               |           | パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部   |   |
| 再委託                                 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                                     | ⑤再委託の許諾方法 |  |   |
|                                     | ⑥再委託事項    |  |   |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b> |           |  |   |
| 提供・移転の有無                            |           | <input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 21 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 7 ) 件<br><input type="checkbox"/> 行っていない  |   |
| 提供先1                                |           | 提供先については、別添3を参照  |   |
| ①法令上の根拠                             |           | (別添3) 提供先一覧に記載   |   |
| ②提供先における用途                          |           | (別添3) 提供先一覧に記載   |   |
| ③提供する情報                             |           | (別添3) 提供先一覧に記載   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数                   |           | [ 1万人以上10万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲                  |           | (別添3) 提供先一覧に記載   |   |
| ⑥提供方法                               |           | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |
| ⑦時期・頻度                              |           | (別添3) 提供先一覧に記載   |   |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先1</b>        | 福祉部 保険年金課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 介護保険給付関係情報であって主務省令に定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先2</b>        | 防災安全部 危機管理課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令に定めるもの  |
| ③移転する情報            | 介護保険給付関係情報であって主務省令に定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令に定められた範囲に該当する者  |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先3</b>        | 福祉部 高齢者支援課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令に定めるもの<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの  |
| ③移転する情報            | 介護保険給付関係情報であって主務省令に定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令に定められた範囲に該当する者<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定められた範囲に該当する者  |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先4</b>        | 福祉部 障がい者支援課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち介護保険給付関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先5</b>        | 福祉部 生活援護課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先6</b>        | 福祉部 生活援護課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先7</b>        | 財務部 市民税課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項   |
| ②移転先における用途         | 地方税その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務  |
| ③移転する情報            | 介護保険関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険事務処理システムに情報が記載されているもののうち、番号法施行日以降に介護保険の被保険者及び世帯員  |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                                     |
| ⑦時期・頻度             | 随時  |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 |   |
|-----------------|---|
| <p>保管場所 ※</p>   | <p>当市では特定個人情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。</li> <li>・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。</li> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</li> <li>・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> |
| 7. 備考           |   |
|                 |   |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(宛名情報)

宛名番号 受付番号 被保険者番号 氏名 カナ氏名 通称名 生年月日 性別 続柄 年齢 住所 郵便番号 住所コード 外国人区分 住民登録区分 前住所 前住所郵便番号 前住所住所コード 住外期限 住民となった日・届出日 住定日・届出日 転出予定日・届出日 消除日・届出日・事由 異動日・届出日・事由 登録年月日 更新年月日 送付先情報(住所、郵便番号 住所コード、設定日、期限 登録・更新年月日)

(介護保険資格情報)

・資格履歴情報  
被保険者番号 種別 特殊事情 氏名区分 電話番号 電話区分 資格取得日 資格取得事由 届出日 届出者氏名 届出区分 届出者住所 届出者電話 電話区分  
・適用除外情報  
該当日 該当事由 届出日 療護施設等 非該当日 非該当事由 届出日  
・医療保険加入情報  
証券番号 保険者番号 加入日 脱退日 証有効期限 本人扶養区分  
・生活保護情報  
開始日 開始事由 実施機関 代理納付情報 廃止情報 廃止事由  
・老齢福祉情報  
開始日 開始事由 停止日 停止事由  
・公費負担医療情報  
開始日 開始事由 公費負担医療区分 終了日 終了事由  
・住所地特例情報  
施設名 入所日 適用日 適用事由 届出日 適用連絡票情報 被保険者証回収情報 退所日 適用解除日 適用解除事由届出日 適用解除連絡票情報

(介護保険料賦課収納情報)

・賦課(普通徴収)情報  
賦課年度 段階情報 賦課事由 賦課決定額 期別徴収額 通知書発送日 徴収方法情報 期割情報  
・賦課(特別徴収)情報  
賦課年度 段階情報 賦課事由 賦課決定額 年金保険者 年金種別 基礎年金番号 特徴通知日 更新日 特徴開始日 特徴中止日 普通徴収開始年月 特徴対象額 回付記録情報  
・所得情報  
相当年度 申告区分 課税区分 所得区分 調査区分 更新日 給与収入 給与所得 営業所得 他事業所得 年金収入 年金所得 農業所得 その他所得 総所得合計 分離短期(前) 分離長期(前) 他譲渡所得 山林所得 退職所得 合計所得  
・賦課世帯員情報  
氏名 被保険者番号 本人区分 合計所得額 課税区分 申告区分 国保個人番号 世帯番号 世帯加入情報  
・保険料減免情報  
相当年度 申請年月日 決定年月日 減免区分 減免事由 保険料額 減免額 減免後保険料  
・収納情報  
賦課年度 相当年度 期別情報 調定保険料 収納保険料 未納保険料 未納延滞金 納期限 納付種別 領収日 収入日 督促発布 催告発布 還付情報 処分情報 簿冊情報  
・処分状況情報  
決定年月日 処分情報 理由 申請年月日 決定年月日 取消年月日 開始年月日 終了年月日 処分期間 処分件数 決定金額  
・還付充当処理情報  
期別情報 納付額 調定額 過納額 領収日 発生年月日 過誤納理由 支出年月日 返納金有無 充当先情報 還付先口座情報 還付通知書送付先情報  
・徴収猶予情報  
申請年月日 決定年月日 猶予事由 徴収猶予金額 開始年月 終了年月  
・分納誓約情報  
申請年月日 分納誓約日 分納誓約金額 開始年月 納付予定日 納付予定額 期別情報  
・返戻、公示送達情報  
処理区分 発行物 年月日

(介護保険認定情報)

・認定申請情報

管轄区分 老健市町村番号 老健受給者番号 暫定要介護度 認定申請日 認定申請事由 認定予定期限 サービス種類変更事由  
届出者区分 電話番号 届出者氏名 届出者住所 主治医医療機関 主治医氏名 医療保険者名 特定疾病区分 申請受付通知日  
指定期日 認定申請取り下げ日 認定申請取り下げ事由 認定処理予定日 認定処理延期理由 遅延通知日 認定申請保留期間 保  
留理由

・訪問調査依頼情報

調査機関 調査機関調査員 調査依頼日 調査実施期限 調査予定日 調査実施日

・医療調査依頼情報

調査医療機関 調査医療機関医師 調査依頼日 調査実施期限 調査予定日 調査実施日 疾病区分

・一次判定結果情報登録

一時判定日 一次判定要介護区分 二次判定依頼日

・認定登録情報

二時判定日 要介護区分 認定取消事由 みなし要介護区分 非該当事由 認定日 認定有効月数 認定有効期限 認定通知日  
証提出期限 留意事項 指定サービス情報

・支給限度額管理情報

居宅サービス管理期間 単位数

・施設入退所情報

施設コード 名称 所在地 適用年月日 適用事由 入所日 入所事由 退所日 退所事由

・弁明情報

予告書通知日 弁明書提出期限 予告通知発行理由 弁明書受付日 判定結果 弁明内容

・支払方法変更情報

処分期間 解除申請日 解除事由 償還払い処分通知日 開始依頼書受付日 解除依頼書受付日 解除事由 一時差し止め処分通  
知日 一時差し止め区分 一時差し止め金額 徴収権消滅期間 保険料納付済期間 処分期間 給付額減額通知日 停止情報

・標準負担額変更情報

(介護保険給付情報)

・居宅サービス計画情報

届出日 作成者区分 計画変更事由 変更日 施設入所 居宅介護支援事業者 専門員 委託先事業者 専門員 暫定居宅サービス  
計画 居宅利用有無

・給付実績情報

請求種別 旧措置 認定有効期間 要介護度 提供年月 審査年月 給付実績区分 警告 事業者 保険者 計画作成区分 居宅介護  
支援事業者 開始日 中止日 中止理由 整理番号 入所日 退所日 入所日数 外泊日数 退所後状態 給付率 老健市町村番号  
後期保険者番号 後期被保険者番号 国保保険者番号 国保被保険者番号 国保個人番号 単位数 請求額 負担額 緊急額 特定  
額 特入額 負担者番号

・償還払い情報

受付日 申請理由 本人支払額 給付種類 サービス提供年月 差額対象期間 受領委任 支払方法 保険料納付状況 貸付 理由  
書 決定日 支給区分 不支給理由 保険請求額 利用者負担額 支給決定額 貸付領収額 保険料控除額 決定支払額 支給先口  
座情報

・高額介護サービス費等情報

受付日 サービス提供年月 本人支払額 支給予定額 世帯合算 申請提出 支払方法 登録日 貸付 決定日 支給区分 不支給理  
由 利用者負担額 支給決定額 貸付領収額 支払決定額 支給先口座情報

・高額介護合算サービス費情報

所得区分 保険制度コード 申請日 計算対象期間 自己負担額 算定基準額 世帯支給総額 案分後支給額 支給計算結果内訳

・支給先口座情報

・生活保護境界層情報

開始日 実施機関 該当措置 廃止日

・受給者台帳情報

異動日 異動区分 異動自由 資格取得日 資格喪失日 老健市町村番号 老健受給者番号 公費負担上限額減額 申請種別 変更  
申請中区分 申請年月日 みなし要介護 要介護度 認定期間 居宅介護サービス計画支援事業者 作成区分 利用有無 適用期間  
支給限度基準額 上限管理適用期間 標準負担・特定標準負担情報 特定入所情報 社福軽減情報 償還払化期間 給付率引き下げ  
期間 後期高齢者資格情報 国保資格情報

・共同台帳情報

異動日 異動区分 異動自由 世帯集約番号 世帯所得区分 所得区分 老齢福祉年金受給 所得区分第2段階 支給申請書出力  
一時差止期間 一時差止区分 一時差止金額 訂正日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |  |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 介護保険情報ファイル   |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）   |  |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>(1) 特定個人情報を入手する方法は、①本人又は同世帯員及び本人により委嘱を受けた代理人（本人から特定個人情報の提供に関して委任及び同意を得た者）から提供される場合②他の行政機関の責任のもと、信用性を帯び、適切に整理された情報の提供を受ける場合、不適切な手段による特定個人情報の入手のリスクを抑制している。</p> <p>(2) 本人又は同世帯員及び代理人等から特定個人情報を入手する場合は、本人確認を行い、得られる情報の提供元を明確にしている。</p> <p>(3) 個人等からの届出により、特定個人情報を収集する際は、申請書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を収集しないようにしている。</p> <p>(4) 特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報以外は登録しない。また、登録された情報の正確性を複数人で確認を行い不正確な情報が混入しないよう措置を講じている。</p> |
| リスクへの対策は十分か  | <p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞<br/>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>(1) 介護保険システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務とは関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</p> <p>(2) 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。</p>   |
| リスクへの対策は十分か  | <p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞<br/>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク  |  |
| ユーザ認証の管理   | <p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞<br/>1) 行っている      2) 行っていない</p>   |
| 具体的な管理方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</li> </ul>   |
| その他の措置の内容  | システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスすることができないようになっている。  |
| リスクへの対策は十分か  | <p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞<br/>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、確実に機密文書として破棄する</li> <li>・電子記録媒体の利用の際は、媒体管理簿等で管理する。</li> <li>・電子記録媒体を持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータを暗号化、パスワードによる保護をする。</li> </ul> |  |



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |  | [ ] 委託しない  |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク  |  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容   | <p>データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書にて、以下の内容を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・データの受領</li> <li>・データの持出し</li> <li>・データの複写及び複製の禁止</li> <li>・安全管理義務</li> <li>・データの返却・消去</li> <li>・記録媒体の破棄</li> <li>・監督及び監査</li> <li>・従業員に対する教育の実施</li> <li>・事故発生の報告義務</li> </ul> <p>執務室内で業務を行う委託業者に関しては、以下の内容を仕様書に明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の持ち込みを制限</li> </ul> |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保   | [ 再委託していない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法  |  |  |
| その他の措置の内容   |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |  |
| <p>&lt;窓口業務委託(協働事業)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。</li> <li>・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。</li> </ul> |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  |  | [ ] 提供・移転しない   |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク   |  |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出し、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。</li> <li>・番号法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、情報提供する相手方に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供・移転を行う。</li> </ul>   |  |
| その他の措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーバー室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</li> <li>・USBメモリー等を使用する際は、記録媒体管理簿により管理する。</li> </ul>   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |  |
|   |  |  |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 |   | [ ] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供) |
|-----------------------|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。</li> <li>・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</li> <li>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2)番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。</p> |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク   |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施。</li> <li>・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</li> <li>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> </ul>   |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する。  
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。  
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。  
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   |              |  |
| 再発防止策の内容                               |              |  |
| その他の措置の内容                              |              |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>  
 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。

<物理的な対策>  
 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。  
 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。  
 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。  
 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。  
 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。

<技術的な対策>  
 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。  
 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。  
 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。  
 ・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。  
 ・電子記録媒体を廃棄する際は、専用データ削除ソフトウェア等により、復元不可能な手段を採用する。

| 8. 監査  |  |
|--|--|
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [    十分に行っている    ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法   | <p>・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul> |
| 10. その他のリスク対策  |  |
| <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</li> </ul> |  |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター<br>〒251-8601<br>神奈川県藤沢市朝日町1-1<br>0466-50-3567   |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。   |
| ③法令による特別の手続              |  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 藤沢市 福祉部 介護保険課<br>〒251-8601<br>神奈川県藤沢市朝日町1-1<br>0466-50-8270                |
| ②対応方法                    | ・ 問い合わせの対応について、内容により記録を残す。<br>・ 情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。 |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和3年2月12日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   |   |
| ②実施日・期間               |   |
| ③主な意見の内容              |   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  |   |
| ②方法                   |   |
| ③結果                   |   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 令和3年3月12日 | 表紙<br>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言<br>特記事項                           | 本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。 | (記載削除)   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。                          |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無             | 2件   | 3件   | 事前   | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報の取扱いの委託<br>委託事項3                 | (新規作成)   | 協働事業における介護保険業務の包括的業務委託   | 事前   | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報の取扱いの委託<br>委託事項3<br>①委託内容        | (新規作成)   | ・介護認定申請の受付・システム入力に関する<br>こと。<br>・認定調査票・主治医意見書の作成依頼に関する<br>こと。<br>・認定結果通知の送付に関すること。<br>・情報開示・証明等に関すること。 | 事前   | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報の取扱いの委託<br>委託事項3<br>②委託先における取扱者数 | (新規作成)   | 10人以上50人未満   | 事前   | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報の取扱いの委託<br>委託事項1<br>③委託先名        | (新規作成)   | パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部   | 事前   | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |

|           |  |   |  |    |   |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報の取扱いの委託<br>委託事項1<br>④再委託の有無                       | (新規作成)  | 再委託しない   | 事前 | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>保管場所                                    | 当市では特定個人情報ファイルを電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 | 当市では特定個人情報ファイルを電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。  | 事後 | 誤字の修正のため、重要な事項に該当しない。                                   |
| 令和3年3月12日 | III リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>規定の内容                                     | (追加記載)  | 執務室内で業務を行う委託者に関しては、以下の内容を仕様書に明記<br>・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の持ち込みを制限  | 事前 | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | III リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (追加記載)  | <窓口業務委託(協働事業)における措置><br>・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。<br>・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。 | 事前 | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年3月12日 | V 評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日  | 令和2年3月16日   | 令和3年2月12日  | 事前 | 令和3年4月から介護保険業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの |
| 令和3年6月9日  | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における担当部署<br>①部署   | 福祉健康部 介護保険課   | 福祉部 介護保険課  | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。                          |
| 令和3年6月9日  | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報⑥事務担当部署   | 福祉健康部 介護保険課   | 福祉部 介護保険課  | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。                          |



|          |  |   |   |    |                                |
|----------|--|---|---|----|--------------------------------|
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署        | 福祉健康部 介護保険課   | 福祉部 介護保険課   | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 | 福祉健康部 保険年金課   | 福祉部 保険年金課   | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 | 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室   | 福祉部 高齢者支援課  | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 | 福祉健康部 障がい福祉課  | 福祉部 障がい者支援課   | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 | 福祉健康部 生活援護課   | 福祉部 生活援護課   | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 | 福祉健康部 生活援護課   | 福祉部 生活援護課   | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年6月9日 | Ⅳ 開示請求、問い合わせ<br>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先     | 藤沢市 福祉健康部 介護保険課<br>〒251-8601<br>神奈川県藤沢市朝日町1-1<br>0466-50-3527 | 藤沢市 福祉部 介護保険課<br>〒251-8601<br>神奈川県藤沢市朝日町1-1<br>0466-50-8270 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

|            |  |                  |                  |    |                                       |
|------------|--|------------------|------------------|----|---------------------------------------|
| 令和3年12月17日 | I 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                                    | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 番号法第19条の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない。       |
| 令和3年12月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性                              | 番号法第19条第7号       | 番号法第19条第8号       | 事後 | 番号法第19条の改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年12月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性                                 | 番号法第19条第7号       | 番号法第19条第8号       | 事後 | 番号法第19条の改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年12月17日 | III リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1:目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容        | 第19条第8号          | 第19条第9号          | 事後 | 番号法第19条の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない。       |
| 令和3年12月17日 | 別添3<br>II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)<br>提供先(1~21)<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号       | 番号法第19条第8号       | 事後 | 番号法第19条の改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |